

健康増進法に基づく子宮がん・乳がん検診（その２）（集団検診）（単価契約）への質問と回答について

	質問概要	回答
1	マンモ撮影機器２台搭載した検診車を保有している場合、同日・同会場で午前・午後で予定している日程に２台搭載車を配車すれば、半日に集約することは可能か。	同日、同会場で午前・午後の日程を半日に集約することはできません。受診希望者が一気に集まらないよう午前午後の設定としています。
2	担当要員について、人員の職種・人数など記載があるが受診数が少ない会場で時間内に終了が見込める場合は受付・費用徴収を問診の人員が兼ねることは可能か。	兼ねることは認めません。 事前の回覧により、ある程度の受診者数は把握できますが、見込みより多くの受診希望者が来られた際に対応が滞ることがないように、仕様書通りの人数の確保をお願いします。
3	新型コロナウイルス感染症が感染法上の５類に移行したが、引き続き感染症対策は必要か。	手指消毒、マスクの着用等基本的な感染症対策は講じてください。